

意 見 書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 殿

〒320-8550

とちぎけんうつのみやしちゅうおう

栃木県宇都宮市中央1-2-1

かぶしきかいしゃえふえむとちぎ

株式会社エフエム栃木

たかまつ ゆきお

代表取締役社長 高松 征雄

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5頁	14～16行	<p>第1章 検討の基本的視点</p> <p>2 基本的考え方</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>⑥ 新たな放送の制度は、出来る限り事業者の創意工夫を生かせるものとする事によって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。</p>	<p>「出来る限り事業者の創意工夫を生かせ」かつ、「ビジネスとして維持できる」ことには賛同します。</p> <p>従来の放送制度とは違う規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望みます。</p>
14頁	表内	<p>第2章 実現する放送</p> <p>表内 地方ブロック向けデジタルラジオ放送</p> <p>制度化の理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域振興」「地域情報の確保」</li> <li>● 「地域文化・地域社会への貢献」</li> <li>● 「既存ラジオのノウハウの活用」</li> <li>● 「通信・放送融合型サービスの実現」</li> </ul>	<p>「地域振興」「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」については現行のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考えます。</p>
16頁 17頁	25行～ 2行	<p>第3章 周波数の割当</p> <p>1 サービスエリアにおける世帯カバー率</p> <p>これらを総合的に勘案すれば、マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供できるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機による受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性や地域性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望みます。</p>
23頁～ 24頁	21行～ 13行	<p>第3章 周波数の割当</p> <p>3 新たな周波数割当て方法の検討</p> <p>(2) 「地方ブロック向け放送」の扱い</p> <p>これまでみたとおり、「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするかが今後の検討に委ねられている。</p> <p>このてん、「地方ブロック向け放送」について、</p> <p>① 1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャ</p>	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を是とし、そのための制度整備を望みます。</p> <p>また、ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどについては、全国向け放送と同様、放送事業者の創意工夫に委ねた認定計画制度の導入を望みます。</p>

		<p>ンネルの利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。</p>	
30頁～ 31頁	25行～ 1行	<p>第4章 制度の在り方 2 参入規律 (1) 参入の枠組み エ NHKのノウハウ等の活用</p> <p>NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</p> <p>具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考えられる。</p> <p>ただし、こうした枠組みを超え、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。</p>	<p>目下のNHKの役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫への懸念から、NHKは、ハード事業者、ソフト事業者とも参入すべきではないと考えます。</p> <p>一方で、VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備（中継所、アンテナなど）については、国民的な財産といってもよいものと考えます。新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供することは社会的な無駄を省くとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、希望するものです。</p>
34頁	5～10行	<p>第4章 制度の在り方 3 事業規律 (1) 番組関係 イ サイマル放送の扱い</p> <p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇することも考えられる。</p>	<p>現行のアナログ音声放送は、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした優れたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、ダウンロードサービスなど新たにデータ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものと考えます。このようにコンテンツの工夫についても、事業審査のなかで評価を与えるべきと考えます。</p>